



平成 21 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 ノジマ  
代表者名 代表執行役社長 野島 廣司  
(JASDAQ・コード7419)  
問合せ先  
役職・氏名 代表執行役専務 三枝 達実  
電 話 050-3116-1212

### 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

東京高等裁判所で係属中でありました訴訟について、平成 21 年 6 月 1 日、下記のとおり和解が成立し解決に至りましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 9 年 4 月 21 日付けで、バンテック社と業務委託契約を締結し、物流センターから当社店舗へ商品の出荷・配送業務を委託しておりました。

契約上、業務委託料は、物流センターを経由した商品のみが委託料算定根拠とされるべきでありましたが、物流センターを経由しない商品につきましても委託料算定根拠に算入されていることが判明いたしましたので、バンテック社に対して、過払い分の返金、保証金の返還、商品の返還をバンテック社に求め、第一審の横浜地方裁判所に提訴いたしました。

一方、バンテック社は業務委託契約締結以外に、同意があったとして、未払委託料及び中途解約金並びに金利の支払い等を求め、横浜地方裁判所に反訴の提起を行いました。

平成 20 年 4 月 30 日付けで発表いたしましたとおり、第一審 横浜地方裁判所は平成 20 年 4 月 28 日に「当社はバンテック社に対して 461 百万円及び金利を支払うこと」を命ずる判決言い渡しがありました。これに対して、当社は、平成 20 年 5 月 8 日付けで発表いたしましたとおり、第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴いたしておりましたが、本件控訴審の過程で、裁判所から和解勧告があったため、これを受けて和解協議を行ってまいりました結果、当社が和解金 280 百万円支払うことで平成 21 年 6 月 1 日、訴訟上の和解が成立いたしました。

当社といたしましては提起してから長期間が経過したことにより、このまま本件訴訟が継続された場合の訴訟費用等の負担及び不確実性等を総合的に考慮した結果、裁判所の和解勧告を受け入れ、早期解決を図ることが合理的であると判断いたしました。

#### 2. 和解の内容

当社は、バンテック社に対して、280 百万円の和解金を支払う。

#### 3. 業績に与える影響

当社は、本件訴訟における損害支払いに備え、既に平成 20 年 3 月期に訴訟損失 684 百万円を計上しており、本件和解に伴い、取り崩し額 375 百万円の特別利益が発生する予定であります。

以上